

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1-28
株式会社オウケイウェイヴ
代表取締役 杉 浦 元

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

【ご来場自粛及び事前議決権行使のお願い】

本総会に関しましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。また、議決権の行使につきましては、事前に書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年9月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔書面（議決権行使書）による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

所定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

なお、詳細につきましては5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

【株主様へのお願い】

- ・感染拡大の状況等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合がございます。当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいませようをお願いいたします。
- ・本年は、感染拡大防止のため、座席のご用意が例年より減少いたします。このため会場へご来場いただいても安全確保が可能な人数の上限になった際にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口付近にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方にはご入場をお断りする場合がございます。
- ・ご来場の株主様は、会場受付付近でのアルコール消毒へのご協力、マスクの持参・着用をお願い申しあげます。

・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます。）及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月29日（木曜日）午前10時（開場 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
ルームG・H
（末尾記載の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第23期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2021年7月1日から2022年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 会計監査人2名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以上

- ~~~~~
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://faq.okwave.co.jp/?site_domain=ir）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、本定時株主総会招集ご通知に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://faq.okwave.co.jp/?site_domain=ir）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。
議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年9月28日（水曜日）午後6時まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2022年9月28日（水曜日）午後6時まで

スマートフォンをご利用の株主様
スマートフォンでの議決権行使は、**1回に限り**「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**です。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に**会場**受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、本招集ご通知をご持参ください。

日時 2022年9月29日（木曜日）午前10時
（開場 午前9時30分）

場所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター ルームG・H
（末尾記載の「株主総会会場案内図」をご参照ください。）

インターネットによる議決権行使のご案内

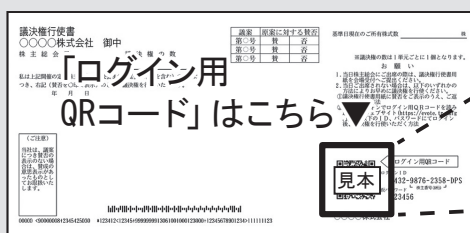
インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年9月28日（水曜日）午後6時まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）



2. 画面の案内に従って 賛否をご入力する

議案賛否方法の選択

第〇回定時総会
開催日 〇〇〇年〇月〇日
株主番号 10000001
行使できる議決権の数 10個

当社は、株主様がこの画面の手続きにしたがって議決権を行使することを承諾いたします。該当する項目のボタンを選択して次画面におすすみください。

会社提案の全ての議案を賛成とされる場合

[確認画面へ](#)

会社提案の議案について個別に賛否を入力される場合

[賛否行使画面へ](#)

[議案内容](#)

[議案内容\(英文\)](#)

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

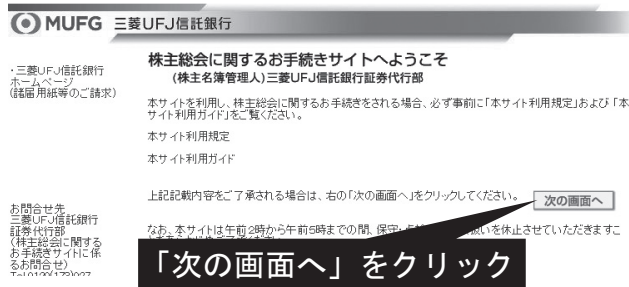
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…


次ページの記載のご案内に従ってログインしてください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

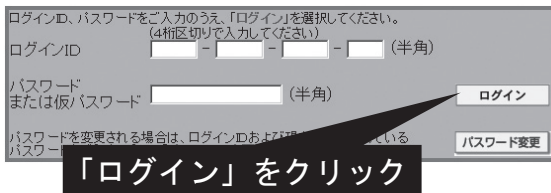
1. 議決権行使ウェブサイト にアクセスする



議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



2. お手元の議決権行使書用紙の副票 (右側) に記載された「ログインID」 及び「仮パスワード」を入力



ご注意事項


- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

3. 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード (確認用)」 の両方に入力



以降は画面の案内に従って賛否を
ご入力ください。

【議決権行使サイトの操作方法に
関するお問い合わせについて】
三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

(提供書面)

事業報告

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年7月1日～2022年6月30日）において、2021年6月に当社のソリューション事業（一部除く）の譲渡を行ったことから、セグメントを創業当初から運営しているQ&Aサービス「OKWAVE」を中心としたプラットフォーム事業と、ブロックチェーンを活用したサービスを開発するBSP事業に再編しております。

事業譲渡により売上高は大幅減少となりましたが、プラットフォーム事業のサービス強化やセールスチーム増強などを行ったこと、また昨年12月に株式会社アップライツを子会社化したことにより、売上高は着実に積み上げております。

しかしながら当社保有資金の運用を委託していた取引先の債務整理により、運用金額3,429百万円に加えて、資金運用による利益と報告を受けていた1,503百万円が取り立て困難となったことから、特別損失3,429百万円を計上いたしました。

また株式会社アップライツの長期預け金について、回収可能性等を勘案し貸倒引当金363,074千円を計上し、のれんについては当初想定していた超過収益力が見込めなくなったため、未償却残高全額である437,621千円の減損損失を計上しております。

このような状況から、当連結会計年度において売上高ならびに段階利益は大幅な減少となりました。

	当連結会計年度 (千円)	前連結会計年度比	
		増減額(千円)	増減率(%)
売上高	832,474	△1,364,202	△62.1
営業損失	△1,298,256	△781,641	—
経常損失	△1,634,115	△799,674	—
親会社株主に帰属する 当期純損失	△5,120,709	△9,068,215	—

(事業別の概況)

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

また、当連結会計年度より報告セグメントの変更等を行っており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後の新セグメントに組み替えて表示しております。

<プラットフォーム事業>

OKWAVE (Q&Aサイト) が前期同様に含まれますが、旧セグメントのソリューション事業の一部であった、法人向けサービスであるOKWAVE Plus (旧名称: OKBIZ. for Community Support) とGRATICAをプラットフォーム事業に移管しています。

当期においては、Q&Aサイト「OKWAVE」と連携した「OKWAVE Plus」やクラウドサンクスカードの「GRATICA」の利便性向上に向けた機能強化を行ったのに加え、セールスチームの増強やイベント出展、ターゲティング広告といったセールスプロモーションに注力してまいりました。これによりQ&Aサイト「OKWAVE」はページビューが回復基調となり、「OKWAVE Plus」はアップセルを実現、「GRATICA」は新規受注を好調に獲得いたしました。

また昨年12月に株式会社アップライツを子会社化したことにより、第3四半期より損益計算書が連結対象となりました。これらにより売上高は795,470千円(前年同期比713,107千円増)、セグメント損失は△667,689千円(前年同期はセグメント損失△398,478千円)となりました。

	当連結会計年度 (千円)	前連結会計年度比	
		増減額(千円)	増減率(%)
売上高	795,470	713,107	865.8
セグメント損失	△667,689	△269,210	—

<BSP事業>

当期より新設した同セグメントには、当社並びに株式会社アップライツ以外のグループの事業を含みます。

アジア地域を中心にオンライングリーンディングカードサービス「DAVIA」は、引き続き堅調に推移していますが、海外子会社の開発系案件受託が減少したことから、売上高は37,003千円（前年同期比4,611千円減）、セグメント損失は△134,861千円（前年同期はセグメント損失△114,040千円）となりました。

	当連結会計年度 (千円)	前連結会計年度比	
		増減額(千円)	増減率(%)
売上高	37,003	△4,611	△11.1
セグメント損失	△134,861	△20,820	—

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、システム環境向上のためのサーバー機器及び音響機器等、総額22,163千円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使により、171,600千円の資金調達を行いました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は2021年11月に、OK FUND L.P. を新たに設立し連結子会社といたしました。またOK FUND L.P. は2021年12月に、株式会社アップライツの第三者割当増資を引受け、同社及びその子会社2社を連結子会社といたしました。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 20 期 (2019年 6 月期)	第 21 期 (2020年 6 月期)	第 22 期 (2021年 6 月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2022年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	4,892	4,795	2,196	832
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	901	△996	△834	△1,634
親会社株主に帰属する 当期純利益又は純損失 (△) (百万円)	629	△2,952	3,947	△5,120
1株当たり当期純利益又は純損失 (△) (円)	70.44	△323.55	362.01	△403.51
総 資 産 (百万円)	12,668	5,671	9,541	2,859
純 資 産 (百万円)	3,774	1,008	5,603	859
1株当たり純資産額 (円)	407.57	102.62	477.57	42.63

- (注)1. 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第22期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 20 期 (2019年 6 月期)	第 21 期 (2020年 6 月期)	第 22 期 (2021年 6 月期)	第 23 期 (当事業年度) (2022年 6 月期)
売 上 高 (百万円)	2,461	2,162	2,153	99
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	499	320	1,166	△886
当期純利益又は純損失 (△) (百万円)	387	△2,389	4,808	△5,129
1株当たり当期純利益又は純損失 (△) (円)	43.37	△261.85	440.97	△404.20
総 資 産 (百万円)	6,264	4,263	9,374	2,193
純 資 産 (百万円)	2,391	177	5,627	566
1株当たり純資産額 (円)	260.78	16.44	479.61	42.24

- (注)1. 1株当たり当期純利益又は純損失 (△) は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 2. 過年度決算に関し、会計上の誤謬が判明したため、第22期につきましては、当該誤謬の訂正後の数値を用いて記載しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年 3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
OKWAVE USA, Corporation	2,100千米ドル	100.0%	BSP事業
OKfinc LTD.	860千米ドル	100.0%	BSP事業
OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.	4,700千RM	100.0% (100.0%)	BSP事業
OK FUND L. P.	1,080,999千円	99.9%	プラットフォーム事業
株式会社アップライツ	100,000千円	51.9% (51.9%)	プラットフォーム事業
株式会社アップドリーム	1,000千円	100.0% (100.0%)	プラットフォーム事業
株式会社OMTY	400千円	100.0% (100.0%)	プラットフォーム事業

(注) 議決権比率欄の()内の数字は、間接的な議決権比率を内数として表示しております。

(10) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき特に重要な課題は、以下のとおりであります。

① コーポレートガバナンスの改善・強化

当社は、2022年4月においてRaging Bull合同会社との取引において発生した債権の取立不能または取立遅延のおそれが生じたため、当該取引の実態を調査するための調査委員会を設置し実態調査を実施しました。

また、2022年6月10日に受領した調査委員会の調査報告書において、ガバナンスの不備が報告されています。

当社は、調査委員会の指摘・提言を踏まえ再発防止に向けて、以下の改善策を実施してまいります。

(ア) 法令遵守の意識

外部からの専門家を招き、コンプライアンス教育を実施いたします。それぞれの職務や立場に合わせた研修の仕組みを確立させて、定期的な施策により社員全員（役員も含む）の法令遵守の意識を保持します。また、取締役会においては、個々の事業に着手する際には、特別利害関係取締役に該当するか否か（法令・定款に反する事項はないか）を確認することを徹底します。

(イ) 特定の人物に対する先入観に流されないための対策

特定の人物の知人・紹介というだけで、その人物又は会社を信頼することなく、

個別取引の度に客観的事実、証拠及び役員個人の自己責任に基づいて判断する体制に改善してまいります。

(ウ) 取締役相互間の監督の強化

取締役相互間で容易に連絡ができるような体制を整え、反対意見に対する手当も検討しながら議論を進め、積極的に他の取締役の意見を求めるなど、ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

(エ) 取締役会の調査不足について

取締役会で指摘・助言等があった場合、経営リスクをより軽減するための調査を実施するように改善してまいります。特に取引金額が大きくなる場合は、複数の視点からのアプローチによる調査を実施いたします。

(オ) ガバナンス体制の根本的な改善・再構築

ガバナンス体制の実効性を高めるために、コーポレートガバナンス委員会の見直しを行ってまいります。リモートミーティングの活用などでより柔軟に対応できるよう改善いたします。

(カ) 内部統制部門の強化

内部牽制システムを実質的に機能させるために、経験のある人員を増員して内部統制部門の強化を図ります。

② 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、第3四半期連結会計期間において、当社の取引先に対する債権4,933,032千円について取立不能または取立遅延のおそれが明らかになり、その事象が第3四半期連結会計期間の末日において生じていたことが判明したため、当該債権4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上しました。加えて、第4四半期連結会計期間に長期預け金に対する貸倒引当金及びのれんの減損損失を計上しております。この結果、当連結会計年度において、重要な親会社株主に帰属する当期純損失5,120,709千円を計上しました。また、2020年6月期以降において営業損失が継続しております。このような状況のなか、今後追加の運転資金が必要になることが想定されますが、現時点では金融機関等からの新たな資金調達について確実な見通しが得られている状況にはありません。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該状況を解消するために、当社グループは、以下の諸施策を遂行することにより、収益構造の改善及び財務基盤の安定化に取り組んでおります。

(ア) 収益基盤の改善

・顧客データの分析により事業の成長性を見極め、確実性が高い分野へリソースを再配分することで、営業損益及び営業キャッシュフローの向上を図ってお

ります。

- ・販売費及び一般管理費について、人件費や業務委託費の見直しを行い、本社移転により諸経費削減を推進しております。

(イ) 財務基盤の安定化

当社グループは、運転資金の安定的な確保と維持に向け、グループ内の資金を最大限に有効活用してまいります。また、投資有価証券の売却を行う等、運転資金の改善に努めております。なお、取引金融機関等に対しても、引き続き協力を頂くための協議を進めていくとともに、資本の増強策の可能性についても検討しております。

(11) 主要な事業内容 (2022年6月30日現在)

事業内容	主要製品・サービス
プラットフォーム事業	OKWAVE (Q&Aサイト)、OKWAVE Plus、GRATICA、エンターテインメント
B S P 事業	DAVIA、開発受託等

(12) 主要な営業所 (2022年6月30日現在)

名称	所在地
当社	本社：東京都港区
OKWAVE USA, Corporation	本社：米国カリフォルニア州
OKfine LTD.	本社：マレーシア国ラブアン島
OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD.	本社：マレーシア国ジョホール州
OK FUND L. P.	本社：ケイマン諸島
株式会社アップライツ	本社：東京都港区
株式会社アップドリーム	本社：東京都港区
株式会社OMTY	本社：東京都港区

(13) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
96(3)名	13名減(10名減)

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54(3)名	5名増(9名減)	38.0歳	6年8ヶ月

(注) 使用人数は従業員数であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイト、派遣社員等を含む)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況 (2022年6月30日現在)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 連結子会社による自己株式取得の決議について

当社は、孫会社である株式会社アップライツより、2022年8月28日に開催した臨時株主総会において、当社子会社のOK FUND L.P.が保有する株式会社アップライツ株式の全部について、自己株式取得の実施を決議し、同日実行した旨の通知を受理しております。

しかし、当該自己株式の取得については、当社の承認なく行われた取引であり、当社は反対の意見を表明し、当該取引の中止を求める警告書を送付しております。

② 追加調査を実施する第三者委員会の調査について

当社は、2022年7月22日付「追加調査を実施する第三者委員会の設置に関するお知らせ」に記載のとおり、Raging Bull合同会社(所在地：東京都渋谷区、代表者：スニール・ジー・サドワニ)との取引に関する「開示の適切性」等の事実関係に対して、追加調査を実施する第三者委員会を設置し、現時点において調査が継続中です。今後、第三者委員会より調査報告書を受領し次第、内容を速やかに開示し、実効的な再発防止策を策定・実施し、全社一丸となって信頼回復に努めます。

2. 会社の株式に関する事項（2022年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 36,000,000株
- ② 発行済株式の総数 13,422,453株
- ③ 株主数 7,564名
(注) 前事業年度末比 437名増
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
サステナブル有限責任事業組合	519,000株	3.86%
兼 元 謙 任	404,800	3.01
佐 藤 悠 大	354,000	2.63
株 式 会 社 フ ラ ス ト グ ロ ウ	302,700	2.25
株 式 会 社 ブ イ ・ シ ー ・ エ ヌ	300,000	2.23
星 野 和 也	268,700	2.00
福 田 道 夫	215,900	1.60
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	196,000	1.46
杉 浦 元	190,000	1.41
au カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社	185,000	1.37

(注) 持株比率は自己株式86株を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2022年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	福田 道夫	OKfinc LTD. CEO OK BLOCKCHAIN CENTRE SDN. BHD. CEO 株式会社アップライツ 取締役
取締役	野崎 正徳	OKfinc LTD. CFO 株式会社アップライツ 監査役
取締役	大森 泰人	株式会社エアトリ 取締役 株式会社デベロップ 取締役
常勤監査役	茂木 政昭	茂木公認会計士事務所 茂木政昭税理士事務所 茂木アドバイザー&コンサルティング合同会社 代表社員
監査役	六川 浩明	内幸町国際総合法律事務所 代表弁護士 東京都立産業技術大学院大学 講師 株式会社青山財産ネットワークス 監査役（社外） 株式会社夢真ビーネックスグループ 監査役（社外） 株式会社ツナググループ・ホールディングス 取締役（社外） Abalance株式会社 取締役（社外） 明治機械株式会社 取締役（社外）
監査役	秦 信行	一般社団法人ベンチャーエンタープライズセンター 理事 学校法人國學院大學 名誉教授 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学 特任教授 特定非営利活動法人インデペンデントクラブ 代表理事 Hmcomm株式会社 取締役（社外） 医療革新国際連携株式会社 監査役（社外）

- (注) 1. 2022年8月25日開催の臨時株主総会において、取締役の選解任議案が可決されたことにより、同日をもって福田道夫、野崎正徳の2氏は解任され、杉浦元、工藤純平、倉持温乃、山本峰義、宮本隆行の5氏が取締役に就任しました。
2. 2022年8月25日付で、福田道夫氏は株式会社アップライツの取締役を辞任いたしました。
3. 取締役大森泰人氏は、社外取締役であります
4. 監査役茂木政昭氏、六川浩明氏及び秦信行氏は、社外監査役であります。
5. 取締役大森泰人氏、監査役茂木政昭氏及び秦信行氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 監査役茂木政昭氏は、公認会計士の知識・経験が豊富であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役六川浩明氏は、弁護士として司法分野で培った知識・経験が豊富であり、法務及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
8. 監査役秦信行氏は企業の経営管理に携わる経験が豊富であり、法務及び財務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任年月日	事由	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取締役	廣瀬光伸	2022年6月13日	辞任	株式会社エグゼクティブ・パートナー 代表取締役 株式会社MiTERU 取締役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2)	41百万円 (14)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	8 (8)
合計	7	50

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年9月22日開催の第19回定時株主総会において、取締役9名に対し年額300百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいているほか、2006年9月23日開催の第7回定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として、取締役7名に対し年額50百万円以内（うち社外取締役は25百万円以内）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2002年9月20日開催の第3回定時株主総会において、監査役1名に対し年額30百万円以内と決議いただいているほか、2006年9月23日開催の第7回定時株主総会において、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額として、監査役3名に対し年額10百万円以内と決議いただいております。
4. 業績連動報酬及び非金銭報酬等はありません。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月12日付取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法や決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

①基本方針

取締役の報酬等については、現時点では当社事業がまだ成熟しきっていないこと、業績と株価が連動していないなど、業績や株価が連動性をもって成果に表れる段階ではないことから、職責や役位に応じた固定報酬のみとする。

なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬のみとする。

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に係る基本方針については、取締役会にて、株主総会決議の範囲内において決定する。

②個人別の報酬等の内容及び額の決定に関する方針

当社取締役の固定報酬は月例の固定報酬とし、株主総会にて決議された金額の範囲内で、役職区分や成果等に応じて決定する。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

決定機関は取締役会決議に基づき代表取締役杉浦元が委任をうけるものとし、代表取締役が決定する。その権限の内容は具体的な各取締役の報酬の額を決定する。この権限を委任した理由は当社の業績及び財政状況を勘案し各取締役の担当部門の実績等を踏まえた評価、検討を行うには代表取締役が適任であると判断したためであり、取締役会は当該権限が適切に行使されるよう必要に応じて原案を審議できるものとする。

(5) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。保険料は全額当社が負担しております。

(6) 社外役員に関する事項

(ア) 社外取締役の他の法人等の重要な兼職先との関係
該当事項はありません。

(イ) 社外監査役の他の法人等の重要な兼職先との関係

監査役茂木政昭氏の兼職先である茂木公認会計士事務所、茂木政昭税理士事務所及び茂木アドバイザー&コンサルティング合同会社と当社には特別の利害関係はありません。監査役六川浩明氏の兼職先である内幸町国際総合法律事務所、東京都立産業技術大学院大学、株式会社青山財産ネットワークス、株式会社夢真ビーネックスグループ、株式会社ツナググループ・ホールディングス、Abalance株式会社及び明治機械株式会社と当社には特別の利害関係はありません。監査役秦信行氏の兼職先である一般社団法人ベンチャーエンタープライズセンター、学校法人國學院大學、学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学、特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ、Hmcomm株式会社及び医療革新国際連携株式会社と当社には特別の利害関係はありません。

(ウ) 当事業年度中の主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況並びに 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
廣瀬光伸	取締役	当事業年度開催の取締役会には22回のうち18回に出席し、事業計画や業務提携に関する事項及び経営上の重要な投資計画に関する事項等広範にわたり発言を行い、多様な業種における業務執行経験に基づき会社経営に関する幅広い提言を行っております。
大森泰人	取締役	当事業年度開催の取締役会には22回のうち22回全てに出席し、金融分野での長年の経験に基づき、事業戦略や業務提携に関する事項及び事業のリスク管理等について発言を行っており、当社の経営にとって有用な指摘、意見を述べております。また、中立的・客観的な立場から取締役会の業務執行機能の実効性向上に努めております。
茂木政昭	監査役	当事業年度開催の取締役会には22回のうち21回に出席し、また監査役会14回のうち14回全てに出席し、主に公認会計士としての財務面における専門的知識・見地から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。
六川浩明	監査役	当事業年度開催の取締役会には22回のうち21回に出席し、また監査役会14回のうち14回全てに出席し、主に弁護士としての法律面における専門的知識・見地から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。
秦信行	監査役	当事業年度開催の取締役会には22回のうち20回に出席し、また監査役会14回のうち14回全てに出席し、長年他社の監査役等として培った知見・見地から、議案審議等に必要な提言を適宜行っております。

(エ) 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については500万円又は会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額、監査役については100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 氏名 公認会計士 柴田 洋・公認会計士 大瀧 秀樹（一時会計監査人）

（注）当社の会計監査人であった南青山監査法人は、2022年4月28日に監査契約を合意解約したため、公認会計士 柴田 洋、公認会計士 大瀧 秀樹を一時会計監査人に選任しております。

(2) 報酬等の額

	南青山監査法人	公認会計士 柴田洋・大瀧秀樹
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,830千円	56,640千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,830千円	56,640千円

- （注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人により必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人、公認会計士柴田洋・大瀧秀樹は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役会が業務の適正を確保するための体制として決議した事項の概要は次のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制
 - ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社及び子会社の業務執行にあたっては当社及び子会社の取締役会及び各会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議事項を定めた各社の規程に基づき、適切に付議します。
 - (イ) 各種会議・システム等を活用して、適切な情報共有体制を確保することによって、コンプライアンスに係る情報が取得しやすい環境を整えます。
 - ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア) 取締役会議事録、各種契約書等、職務執行に係る重要情報について、文書管理規程に保存対象文書、保存期間及び文書管理責任者を定め、適切に保存・管理します。保存されている書類は、取締役及び監査役の要求に応じて出庫、閲覧可能とします。
 - (イ) 情報資産の機密性・完全性・可用性を確保し、各種情報の不正使用及び漏洩の防止に努め、効果的な情報セキュリティ施策を実行します。
 - ③当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 当社及び子会社の重要な情報について、関係者に対し適時に情報が届くようにシステムと体制を整え、即時対応ができるよう準備を行います。
 - (イ) 当社と子会社の管理担当部門は相互に連携し、子会社の業務の適正化を図ります。当社の管理担当取締役は、子会社の企業活動に関するリスクをグループ横断で統括します。

- ④子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (ア) 経営の重要な事項に関しては、関係会社管理規程に基づき、当社の関係会社管理を担当する部門への報告を行い、取締役会の承認を受けるものとします。業績については、関係会社管理規程に基づき、必要に応じ適宜報告を行うものとします。
 - (イ) 当社は子会社と協議のうえ子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行います。
- ⑤子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 子会社の自主性と独立性を尊重したうえで、経営の健全化と業務の効率性の向上を図るため、関係会社管理規程を制定しています。
 - (イ) 子会社の業務の効率的な遂行を図るため、目標に対する進捗状況を、当社取締役会及びその他基幹会議において随時確認しています。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 現在、監査役の職務を補佐すべき使用人はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ合理的な範囲で配置いたします。
- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (ア) 当該使用人の任命・異動等人事権に係る決定には監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保いたします。
 - (イ) 監査役が定期的に取り締役又は使用人から職務執行の状況について報告を受けられる体制を整備するとともに、監査が実効的に行われることを確保するため、関連部門が監査役の業務を補助いたします。

- ⑧当社及び子会社の取締役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- (ア) 取締役は、主な業務執行について取締役会その他基幹会議等を通じて適宜監査役に報告するほか、当社に著しい影響を及ぼす恐れのある重要事項については、即時報告する体制とします。
 - (イ) 監査役は、監査役会が定めた監査計画等に従い、取締役会その他基幹会議への出席、各取締役や内部監査部門等からの業務執行状況聴取を実施しております。監査役は、会計監査人と定例会合を開き、報告を受け意見交換を実施します。
 - (ウ) 内部通報は、外部通報窓口の仕組みを利用し、当社のコンプライアンス担当、監査役に直接連絡ができるものとしております。内部通報制度の利用に関しては、グループ会社全体を対象とし、コンプライアンス研修を実施し周知します。
- ⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (ア) 就業規程に内部通報制度に関する細則を定め、通報者等に対して相談又は通報したことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。
 - (イ) 通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規程に従って処分することができるものとします。
- ⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役は、職務上必要が生じた場合には、当社に予算額を提示したうえで、法律・会計の専門家を活用できるものとし、その費用は当社が負担するものとします。
- ⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (ア) 反社会的勢力対応規程を定め、反社会的勢力との関係は一切もたないことを基本方針としております。また、当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした態度で対応することを徹底します。
 - (イ) 警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会的勢力に関する情報収集・管理、及び社内体制の整備強化を推進します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

①取締役会の活動について

定時取締役会を毎月1回開催し、また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項をはじめ取締役会規程で定められた事項について討議し検討を重ね決定をするとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。社内役員及び部門長以上の幹部職員が出席する会議を毎月開催し、経営課題の把握と対応方針、解決策について検討を行っております。

②監査役会の活動について

監査役会は、当社取締役会、会計監査人及び主な子会社の取締役との間で意見交換会を実施しております。また、監査役は取締役会等の基幹会議に出席し、取締役の職務執行に対する監査や財務及び会計、法律に関する知見をもとに、事業方針や経営管理について積極的に助言を行っております。

③グループ会社の管理について

グループ会社の経営管理は、主に管理部門担当取締役が統括して行っております。担当取締役は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の財務報告の適正性や業績の向上に必要な助言を行っているほか、毎月開催される定時取締役会において子会社の業績を報告しております。

④内部監査室の活動について

代表取締役直轄の内部監査室は、各事業年度において決定された内部監査計画に基づき、計画的な内部監査活動を実施しております。また、内部監査室は、必要に応じ監査役及び会計監査人との情報交換を行い、連携を図っております。

⑤研修・教育の実施について

グループ全体での健全な職務執行を行う環境を整備するため、当社の経営管理部門が中心となり、グループ各社の役職員に対し、コンプライアンスや情報セキュリティ、内部通報制度に関する研修及び教育を定期的に行っております。

⑥反社会的勢力の排除について

反社会的勢力との取引排除のため、新規取引先との取引を開始する際は、反社会的勢力対応規程の指針に従い調査を行っております。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,124,120	流動負債	1,958,361
現金及び預金	460,508	買掛金	377,541
受取手形及び売掛金	237,344	1年内返済予定の長期借入金	5,800
前払費用	58,745	未払金及び未払費用	324,639
未収消費税等	140,639	未払法人税等	14,034
未収還付法人税等	217,481	特別調査費用引当金	99,337
その他	10,820	資産除去債務	101,200
貸倒引当金	△1,419	仮受金	1,016,914
固定資産	1,735,218	その他	18,894
有形固定資産	11,277	固定負債	41,410
建物及び構築物	7,648	長期借入金	40,465
器具及び備品	3,628	その他	945
無形固定資産	23,103	負債合計	1,999,771
その他	23,103	純資産の部	
投資その他の資産	1,700,838	株主資本	587,956
投資有価証券	66,758	資本金	1,934,038
差入保証金	175,532	資本剰余金	1,379,552
長期貸付金	60,000	利益剰余金	△2,725,549
破産更生債権等	4,933,032	自己株式	△85
長期未収入金	544,219	その他の包括利益累計額	△15,736
長期預け金	726,148	その他有価証券評価差額金	4,064
その他	78,558	為替換算調整勘定	△19,801
貸倒引当金	△4,883,410	非支配株主持分	287,347
		純資産合計	859,567
資産合計	2,859,339	負債・純資産合計	2,859,339

連結損益計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		832,474
売上原価		1,167,038
売上総損失		334,564
販売費及び一般管理費		963,691
営業損失		1,298,256
営業外収益		
受取利息	74	
為替差益	35,207	
業務受託料	16,528	
雑収入	15,483	67,294
営業外費用		
支払利息	105	
社債利息	191,398	
支払報酬	204,635	
雑損失	7,015	403,154
経常損失		1,634,115
特別利益		
固定資産売却益	8,285	
投資有価証券売却益	216,671	224,956
特別損失		
固定資産除却損	800	
減損損失	441,560	
投資有価証券売却損	22,336	
貸倒引当金繰入額	3,792,991	
特別調査費用引当金繰入額	99,337	4,357,025
税金等調整前当期純損失		5,766,185
法人税、住民税及び事業税	30,381	
法人税等調整額	△461,749	△431,367
当期純損失		5,334,817
非支配株主に帰属する当期純損失		214,108
親会社株主に帰属する当期純損失		5,120,709

連結株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年7月1日残高	1,733,835	1,179,348	2,850,541	△85	5,763,640
過去の誤謬の訂正による 累積的影響額			△103,745		△103,745
遡及処理後当期首残高	1,733,835	1,179,348	2,746,795	△85	5,659,894
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	113,927	113,927			227,855
新株の発行（新株予約 権の行使）	86,276	86,276			172,552
剰余金の配当			△351,921		△351,921
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）			△5,120,709		△5,120,709
連結範囲の変動			284		284
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）					
連結会計年度中の変動額 合計	200,203	200,203	△5,472,345	—	△5,071,938
2022年6月30日残高	1,934,038	1,379,552	△2,725,549	△85	587,956

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2021年7月1日残高	△17,698	△39,949	△57,648	952	—	5,706,943
過去の誤謬の訂正による 累積的影響額						△103,745
遡及処理後当期首残高	△17,698	△39,949	△57,648	952	—	5,603,198
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						227,855
新株の発行（新株予約 権の行使）						172,552
剰余金の配当						△351,921
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）						△5,120,709
連結範囲の変動						284
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額（純額）	21,763	20,147	41,911	△952	287,347	328,307
連結会計年度中の変動額 合計	21,763	20,147	41,911	△952	287,347	△4,743,630
2022年6月30日残高	4,064	△19,801	△15,736	—	287,347	859,567

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	748,497	流動負債	1,626,864
現金及び預金	123,911	買掛金	2,707
売掛金	12,334	関係会社短期借入金	125,377
前払費用	35,546	未払金及び未払費用	185,586
未収入金	69,723	特別調査費用引当金	99,337
未収消費税等	136,420	資産除去債務	101,200
未収還付法人税等	202,230	預り金	89,996
関係会社預け金	234,853	仮受金	1,016,914
貸倒引当金	△66,521	その他	5,744
固定資産	1,445,358	負債合計	1,626,864
有形固定資産	0	純資産の部	
建物附属設備	0	株主資本	562,927
器具及び備品	0	資本金	1,934,038
無形固定資産	0	資本剰余金	1,326,216
その他	0	資本準備金	944,256
投資その他の資産	1,445,358	その他資本剰余金	381,959
投資有価証券	62,275	利益剰余金	△2,697,242
関係会社株式	189,218	利益準備金	2,268
差入保証金	162,585	その他利益剰余金	△2,699,511
長期貸付金	60,000	繰越利益剰余金	△2,699,511
破産更生債権等	4,933,032	自己株式	△85
長期未収入金	68,234	評価・換算差額等	4,064
貸倒引当金	△4,029,987	その他有価証券評価差額金	4,064
資産合計	2,193,856	純資産合計	566,992
		負債・純資産合計	2,193,856

損 益 計 算 書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		99,974
売 上 原 価		406,983
売 上 総 損 失		307,008
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		610,308
営 業 損 失		917,316
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23	
受 取 配 当 金	368,972	
為 替 差 益	55,019	
業 務 受 託 料	16,528	
雑 収 入	9,118	449,662
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,873	
社 債 利 息	191,398	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	66,521	
支 払 報 酬	159,435	
雑 損 失	101	419,330
経 常 損 失		886,985
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	8,285	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	216,671	224,956
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	800	
減 損 損 失	3,930	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	22,336	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	892,400	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,429,917	
特 別 調 査 費 用 引 当 金 繰 入 額	99,337	4,448,721
税 引 前 当 期 純 損 失		5,110,751
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	18,689	18,689
当 期 純 損 失		5,129,440

株主資本等変動計算書

(2021年7月1日から
2022年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2021年7月1日残高	1,733,835	744,052	381,959	1,126,012	2,268	2,885,596	2,887,864
過去の誤謬の訂正による累積的影響額						△103,745	△103,745
遡及処理後当期首残高	1,733,835	744,052	381,959	1,126,012	2,268	2,781,850	2,784,119
事業年度中の変動額							
新株の発行	113,927	113,927		113,927			
新株の発行（新株予約権の行使）	86,276	86,276		86,276			
剰余金の配当						△351,921	△351,921
当期純損失（△）						△5,129,440	△5,129,440
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	200,203	200,203	—	200,203	—	△5,481,361	△5,481,361
2022年6月30日残高	1,934,038	944,256	381,959	1,326,216	2,268	△2,699,511	△2,697,242

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年7月1日残高	△85	5,747,627	△17,698	△17,698	952	5,730,880
過去の誤謬の訂正による累積的影響額		△103,745				△103,745
遡及処理後当期首残高	△85	5,643,882	△17,698	△17,698	952	5,627,135
事業年度中の変動額						
新株の発行		227,855				227,855
新株の発行（新株予約権の行使）		172,552				172,552
剰余金の配当		△351,921				△351,921
当期純損失（△）		△5,129,440				△5,129,440
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			21,763	21,763	△952	20,811
事業年度中の変動額合計	—	△5,080,954	21,763	21,763	△952	△5,060,143
2022年6月30日残高	△85	562,927	4,064	4,064	—	566,992

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月1日

株式会社オウケイウェイヴ

取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区 柴田 洋
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大瀧 秀樹
公認会計士

監査意見

当監査人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オウケイウェイヴの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウケイウェイヴ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、第3四半期連結会計期間において、会社の取引先に対する債権4,933,032千円について取立不能または取立遅延のおそれが明らかになり、その事象が第3四半期連結会計期間の末日において生じていたことが判明したため、当該債権4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上した。加えて、第4四半期連結会計期間に長期預け金に対する貸倒引当金及びのれんの減損損失を計上した。この結果、当連結会計年度において、重要な親会社株主に帰属する当期純損失5,120,709千円を計上した。また、2020年6月期以降において営業損失が継続している。このような状況のなか、今後追加の運転資金が必要になることが想定されるが、現時点では金融機関等からの新たな資金調達について確実な見通しが得られている状況にはない。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 「5. 連結貸借対照表に関する注記(3) 破産更生債権等、貸倒引当金及び仮受金」及び「6. 連結損益計算書に関する注記(2) 貸倒引当金繰入額 ① 破産更生債権等」に記載があるとおり、会社が特定取引先との間の契約で定めた投資運用が行われていない可能性があること、及び、当該取引先に対する債権の取立不能または取立遅延のおそれが生じたことにより、資金の運用を委任していた特定取引先から第2四半期までに投資運用益として受け取った金額を仮受金1,016,914千円として計上した。当第3四半期連結会計期間に発生したと通知を受けたが期日までに入金が無かった運用益相当額486,200千円については、貸倒引当金繰入額と相殺表示し、結果として、当該取引先に対する破産更生債権等4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円については貸倒引当金を計上している。
2. 「12. 重要な後発事象に関する注記」に記載があるとおり、会社は、2022年8月26日に孫会社である株式会社アップライツ(以下、「APR社」)より、同社が2022年8月25日付で子会社であるOK FUND L.P.が保有するAPR社株式の全部について、自己株式取得を行う臨時株主総会を2022年8月28日に開催することについて、取締役会決議を行った旨の通知を受理し、同年8月29日に、当該臨時株主総会において当該自己株式取得の実施を決議し、同日実行した旨の通知を受理している。

当該APR社による自己株式取得については、会社の承認なくOK FUND L.P.の業務執行組合員であるEMZ ASIA Holdings Co., LimitedとAPR社との間で進められた取引であり、会社としては、2022年8月26日付で反対の意を表明し当該取引の中止を求める警告書を送付している。

本件が適法に成立している場合は、APR社及びその子会社である株式会社アップドリーム及び株式会社OMTYが連結から除外され、翌連結会計年度以降の連結財政状態、連結経営成績及び連結キャッシュ・フローの状況へ重要な影響がある。なお、会社としては、上記自己株式取得に関して、法的な不備があり無効であるとし、現在精査中である。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年9月1日

株式会社オウケイウェイヴ
取締役会 御中

柴田公認会計士事務所

大阪市中央区 柴 田 洋
公認会計士

大瀧公認会計士事務所

東京都北区 大 瀧 秀 樹
公認会計士

監査意見

当監査人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オウケイウェイヴの2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

会社は、第3四半期会計期間において、会社の取引先に対する債権4,933,032千円について取立不能または取立遅延のおそれが明らかになり、その事象が第3四半期会計期間の末日において生じていたことが判明したため、当該債権4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円について貸倒引当金を計上した。加えて、第4四半期会計期間に関係会社株式評価損を計上した。この結果、当事業年度において、当期純損失5,129,440千円を計上した。また、2020年6月期以降において営業損失が継続している。このような状況のなか、今後追加の運転資金が必要になることが想定されるが、現時点では金融機関等からの新たな資金調達について確実な見通しが得られている状況にない。

これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

「6. 貸借対照表に関する注記(4) 破産更生債権等、貸倒引当金及び仮受金」及び「7. 損益計算書に関する注記(3) 貸倒引当金繰入額① 破産更生債権等」に記載があるとおり、当社が特定取引先との間の契約で定めた投資運用が行われていない可能性があること、及び、当該取引先に対する債権の取立不能または取立遅延のおそれが生じたことにより、資金の運用を委任していた特定取引先から第2四半期までに投資運用益として受け取った金額を仮受金1,016,914千円として計上した。当第3四半期会計期間に発生したと通知を受けたが期日までに入金が無かった運用益相当額486,200千円については、貸倒引当金繰入額と相殺表示し、結果として、当該取引先に対する破産更生債権等4,933,032千円と仮受金1,016,914千円との差額3,916,117千円については貸倒引当金を計上している。

当該事項は、当監査人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及び附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、次の点を除き、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載の通り、当社の運用委託先に対する債権の取立不能または取立遅延のおそれが生じ、調査委員会による事実関係の調査・検証及び発生原因等の究明が行われ、再発防止策の提言が行われました。また、現在、調査委員会の追加調査が継続中です。監査役会としては、当該調査委員会の提言を踏まえた取締役の再発防止策の実施状況を監査・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士 柴田洋及び公認会計士 大瀧秀樹の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 公認会計士 柴田洋及び公認会計士 大瀧秀樹の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月2日

株式会社オウケイウェイヴ 監査役会

常勤監査役(社外) 茂 木 政 昭 (印)

監 査 役(社外) 六 川 浩 明 (印)

監 査 役(社外) 秦 信 行 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 全社フルリモート化による執務スペースの縮小ならびに経費削減を図ることを目的として、現行定款第3条（本店の所在地）を東京都港区から東京都渋谷区に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供制度をとる旨の規定及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、経過措置等に関する附則を設けるものであります。

(3) 会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と会計監査人の間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第44条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。 (削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書類に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p>
(新設)	<p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p>②本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>
(新設)	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第44条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>
第44条～第47条 (条文省略)	第45条～第48条 (現行どおり)

第2号議案 会計監査人2名選任の件

当社は、当社の会計監査人でありました南青山監査法人より、2022年4月28日付で合意の上、同契約を解除されることとなりました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在になることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2022年4月28日開催の監査役会にて、柴田洋、大瀧秀樹の両氏を一時会計監査人に選任し、現在に至っております。

当社監査役会といたしましては、柴田洋、大瀧秀樹の両氏の専門性、独立性及び監査の品質の確保等を勘案し、両氏を会計監査人として選任することが当社グループ全体の監査効率向上に資すると判断したため、監査役会の決定により、両氏を会計監査人の候補者といたしました。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	事業所名、及び事務所 の所在地	略歴
1	しばた ひろし 柴田 洋 (1959年4月8日)	柴田公認会計士事務所 大阪府大阪市中央区 北浜1丁目1番14号 北浜一丁目平和ビル 8階	1982年4月 花王株式会社入社 1986年9月 監査法人トーマツ入社 1992年3月 公認会計士登録 1992年9月 デロイト・トゥシュ ボストン事務所赴任 1997年9月 監査法人トーマツ退社 1997年9月 柴田公認会計士事務所設立 所長(現任) 1998年1月 柴田税理士事務所設立 所長 (現任)
2	おおたき ひでき 大瀧 秀樹 (1962年5月22日)	大瀧公認会計士事務所 東京都北区王子六丁目 5番34号	1986年10月 TAC株式会社専任講師 1987年10月 あずさ監査法人入社 1990年3月 公認会計士登録 1999年10月 大瀧公認会計士事務所設立 所長(現任) 2002年5月 エヌジェイホールディングス 株式会社入社 管理部長 2007年6月 同社取締役管理本部長 兼情報開示担当 2009年2月 日本アジアグループ株式会社 入社 財務部長

(注) 柴田洋氏、大瀧秀樹氏が選任された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役秦信行氏が任期満了ならびに監査役六川浩明が辞任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお現在、監査役1名は選定中となっておりますので、別紙にてご連絡いたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	はたのぶゆき 秦 信 行 (1949年1月5日生)	1974年4月 株式会社野村総合研究所 入社 1991年6月 株式会社日本合同ファイナンス（現ジャフコグループ株式会社） 出向 1995年4月 学校法人國學院大學 経済学部教授 1999年8月 スタンフォード大学 客員研究員 2005年4月 学校法人國學院大學 経済学部学部長 2006年9月 当社 監査役 2007年4月 学校法人國學院大學 理事 2010年6月 財団法人ベンチャーエンタープライズセンター（現一般社団法人ベンチャーエンタープライズセンター） 理事（現任） 2013年6月 株式会社ジャフコ（現ジャフコグループ株式会社） 監査役 2015年6月 株式会社ジャフコ（現ジャフコグループ株式会社） 取締役（監査等委員） 2016年6月 ギークス株式会社 社外監査役 2018年9月 当社 監査役退任 2019年4月 学校法人國學院大學名誉教授（現任） 2019年4月 学校法人新潟総合学園事業創造大学院大学特任教授（現任） 2019年7月 特定非営利活動法人インデペンデンツクラブ 代表理事（現任） 2020年7月 Hmcomm株式会社社外取締役（現任） 2021年4月 医療革新国際連携株式会社社外監査役（現任） 2021年6月 当社 監査役（現任） 2021年6月 新生キャピタルパートナーズ株式会社 社外取締役（現任）	1,600株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 秦信行氏は社外監査役候補者であります。
3. 秦信行氏を社外監査役候補者とした理由は、当社の監査役を2006年9月から2018年9月及び2021年6月から現在まで務めており当社の監査業務を熟知していることに加え、上場企業を含む他企業における豊富な経験を活かし、当社グループにおける監査機能の実効性を高めていただけると判断したことです。なお、同氏は社外役員になること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 秦信行氏は、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 秦信行氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本

- 総会終結の時をもって1年3ヶ月、過去の在任期間を含めると13年3ヶ月となります。
6. 当社は、秦信行氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令の規定する額のいずれか高い額となります。本総会において同氏の選任が承認された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 7. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の内容は、被保険者が負担することとなる当社監査役としての業務につき行った行為に起因する法律上の損害賠償金、争訟費用を補填するものです。候補者が監査役に就任した場合は、候補者を被保険者として会社役員賠償責任保険契約を更新する予定であります。なお、当該保険の保険料につきましては取締役会の承認及び監査役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。
 8. 上記監査役候補者の所有する当社の株式数は、2022年6月30日現在のものであります。

以 上

株主総会会場案内図

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター ルームG・H
電話 (03) 3362-4792



近隣に違う建物で似た名前である「ベルサール西新宿」「ベルサール新宿セントラルパーク」がありますので、お間違いのないようご注意ください。

[交通のご案内]

- 「西新宿駅」1番出口より徒歩3分(丸ノ内線)
- 「都庁前駅」A5出口より徒歩8分(大江戸線)
- 「新宿駅」西口より徒歩13分(JR線・小田急線・京王線)

本総会においてはお土産の配布はいたしません。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

株主各位

(第23回定時株主総会招集ご通知 別紙)

第3号議案 監査役2名選任の件(追加)

本総会終結の時をもって、監査役秦信行氏が任期満了ならびに監査役六川浩明が辞任いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお山田徹氏は六川浩明氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべく時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)		所有する当 社の株式数
2	やまだ とおる 山田 徹 (1978年1月26日生)	2003年10月	弁護士登録(第一東京弁護士会)	-(株)
		2004年4月	青木・関根・田中法律事務所 弁護士(現任)	
		2005年4月	弁理士登録(現任)	

- (注)
1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 山田徹氏は社外監査役候補者であります。
 3. 山田徹氏は、弁護士及び弁理士としての経験を有し、法律実務と知的財産権に関する豊富な経験を有しているといえることから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、当社社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。
 4. 山田徹氏が選任された場合、当社は山田徹氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令の規定する額のいずれか高い額となります。
 5. 当社は、監査役全員を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結する予定であります。当該契約の内容は、被保険者が負担することとなる当社監査役としての業務につき行った行為に起因する法律上の損害賠償金、争訟費用を補填するものです。なお、当該保険の保険料につきましては取締役会の承認及び監査役全員の同意を踏まえ、会社負担としております。

以上